

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

平成30年3月23日（金）

開会 9時00分

閉会 11時50分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員  
原田佳子委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当） 辻善典、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

高校教育課 課長 徳田嘉美、課長補佐兼班長 井ノ口誠充、班長 萬井洋、  
主幹 杉阪英則、充指導主事 一尾哲也

福利・給与課 課長 谷岡徳夫、課長補佐兼班長 中野雅人

教職員課 課長 小見山幸弘、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 山北正也、  
班長 加藤真也、主幹 奥山充仁、主任 田中誠

教育政策課 課長 辻成尚、課長補佐兼班長 山本順三、主査 松野あゆみ

研修企画・支援課 課長 上村由美、班長 桂口芳樹、

主幹兼研修主事 吉田かをる

特別支援学校整備推進監 井上珠美

特別支援教育課 課長 森井博之、課長補佐兼班長 早津俊一、主査 遠藤純子  
学力向上推進プロジェクトチーム 担当課長 吉村元宏、

課長補佐兼班長 水野和久

全国高校総体推進課 課長 三宅恒之、課長補佐兼班長 横山正吾

### 5 議案件名及び採択の結果

議案第59号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を  
改正する規則案

審議結果

原案可決

議案第60号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改  
正する規則案

原案可決

議案第 6 1 号	三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 2 号	保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項（案）について	原案可決
議案第 6 3 号	平成 3 1 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について	原案可決
議案第 6 4 号	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 5 号	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 6 号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 7 号	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 8 号	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 6 9 号	三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 7 0 号	校長及び教員としての資質の向上に関する指標について	原案可決
議案第 7 1 号	三重県教育改革推進会議委員の任命について	原案可決
議案第 7 2 号	職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第 7 3 号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第 7 4 号	職員の人事異動（市町立小中学校）について	原案可決

## 6 報告題件名

- 報告 1 平成 3 0 年度事務局職員の人事異動報告について
- 報告 2 平成 3 0 年度県立学校教職員の人事異動報告について
- 報告 3 平成 3 0 年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について
- 報告 4 平成 3 0 年度三重県教員研修計画（案）について
- 報告 5 平成 2 9 年度みえスタディ・チェック結果の分析報告について
- 報告 6 平成 3 0 年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

廣田教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により、会議が成立したことを確認する。

・**前回審議事項（3月12日開催）の審議結果の確認**

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・**議事録署名者の指名**

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第71号から議案第74号、並びに報告1から報告3は人事に関する案件であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、議案第59号から議案第70号を審議し、報告4から報告6の報告を受けた後、非公開の議案第71号から議案第74号を審議し、報告1から報告3の報告を受ける順番とすることを決定する。

・**審議事項**

**議案第59号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案  
（公開）**

**議案第60号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案 （公開）**

**議案第61号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案  
（公開）**

（徳田高校教育課長説明）

議案第59号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第60号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第61号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育

委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

これらの3つの規則の改正につきましては、保護者の転住を伴わない県外からの入学志願にかかわるものですので、まとめて提案し、提案の前に、その基本的な考え方と、これまでの検討の経緯について説明をいたします。

議案第59号資料の8ページ、参考資料をご覧ください。

「1 基本的な考え方」についてです。本県では地域とともに活性化に取り組む学校や、部活動を学校の特色として活性化を図っている学校がある一方で、今後中学校卒業生数の減少がさらに進むことが見込まれています。今後、県外出身の生徒が、本県の県立高校の魅力を感じ入学することで、県内の生徒の成長や学校や学科・コースの維持、学習環境の充実につながることが期待されます。一方で、県立高等学校として県内の中学生の進路保障にも配慮する必要があります。これらのことから、県外からの入学者数の上限を設け、「部活動を通じた活性化」、「小規模高等学校の活性化」、「学科・コースの活性化」の3つの観点で、保護者の転住を伴わない県外からの入学志願ができるようにします。

そのことに伴い、「2 関係規則の改正と要項の制定」にあるとおり、3つの規則を改正いたします。また、保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項を定めます。

これまでの経緯と検討結果につきましては、3にありますように、平成29年5月に県外から保護者とともに、県内に転住する予定であった者のうち、116人の生徒の保護者が県内に居住していない状況があることがわかりました。このことについて、6月に実施した三重県立高等学校入学者選抜制度検証会での意見を踏まえて、7月に、三重県立高等学校入学者選抜制度検討会を設置し、県外から入学志願の在り方について検討してまいりました。

(2) (3)には、その検証会及び検討会の状況をまとめてあります。

さらに、広く県民の皆様のご意見を伺うため、11月28日からパブリックコメントを実施し、57人(団体)から162件の意見をいただきました。

また、教育警察常任委員会や教育委員会定例会でもさまざまなご意見をいただいたところでございます。

これらの意見を踏まえ、取りまとめた、保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度を実施するか否かについては、検討の対象となった25校で、1月から2月にかけて、PTAや地元の中学校、学校別活性化協議会等からの意見を踏まえて検討を行い、17校が平成30年度の入学者選抜から実施することとなりました。このことにつきましては、後ほど詳しくご説明をいたします。

それでは、それぞれの規則の改正について提案いたします。まず、「議案第59号三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案」についてです。

1ページ2ページが規則案、3ページが規則案の要綱、4ページから7ページが新旧対照表となっております。3ページの「1 改正理由」をご覧ください。保護者の転住を伴わない県外居住者の三重県立高等学校への入学志願に係る要件を定めるとともに、県外居住者の入学志願に係るその他の要件を改めて規則に明示するため、規

則の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、「2 改正内容」(1)のとおり、保護者が他の都道府県に居住している者が三重県立高等学校に入学志願できる要件を定めました。具体的には4ページの新旧対照表をご覧ください。現行の第4条では、保護者が他の都道府県に居住している者が、本県の高等学校へ入学できる要件とともに、これまで毎年、入試要項で特別の理由のあるときとして定めていた要件を、改正案のとおり、第1号から第7号まで具体的に示しました。

第1号は、一家の転住等により県内に保護者が転居する場合です。第2号は、保護者の居住する都道府県に入学志願する学科を設置する高等学校がない場合です。第3号は、隣接する府県と協定を締結している場合です。第4号が、先ほど説明いたしました保護者の転住を伴わずに県外から入学志願をする者が志願できる学校として、教育長が別に定める高等学校に志願できるとしました。このことについては、後ほど説明いたします。第5号は、定時制課程に入学志願する場合、本県へ転入又は転勤すること。第6号は、通信制課程に入学志願する場合は、本県への転入が要件であることを示しております。

続いて、3ページ「1 改正理由」の(2)をご覧ください。県内居住者の志願学区外への入学志願に係る要件を改めて規則に明示するため、規則の一部を改正するものです。第4条と同様に、これまで毎年定めていた改正内容については、「2 改正内容」のとおり、県内居住者が志願学区外の高等学校に入学志願できる要件を示すとともに、その他の規定を整備いたしました。具体的には、4ページの新旧対照表をご覧ください。現存の第3条では、志願学区外の高等学校に出願できる場合として、「特別の理由のあるとき」としていましたが、改正案では具体的に示しております。

第1号は、保護者が高等学校の属する学区又は隣接する学区に転入することが確実な場合です。第2号は、その他特別な理由がある場合です。

また、第5条は、県内の志願学区外の高等学校に出願する際に、必要な申請書類の名称を整理いたしました。

さらに、別表(第2条関係)の特例の欄に、保護者の転住を伴わずに他の都道府県に居住している者が入学志願できる学校として、「教育長が別に定める高等学校については、上記の学区にかかわらず、これまでの高等学校にも志願することができる」を加え、これまでの特例の順序を改めました。

次に、3ページ「1 改正理由」(3)をご覧ください。三重県立高等学校条例の改正に伴い規則の一部を改正するものです。改正内容については、「2 改正内容」(3)のとおり、第2条に係る別表の高等学校について、「三重県立名張桔梗丘高校」及び「三重県立名張西高等学校」の廃止に伴い学校名を削除いたしました。具体的には、6ページの新旧対照表に示しております。

なお、施行期日は3のとおり、平成30年4月1日からとなります。

次に、「議案第60号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案」についてです。1ページ2ページが規則案、3ページ規則案の要綱、4、5ページが新旧対照表です。

3ページ「1 改正理由」(1)をご覧ください。保護者の転住を伴わずに県外か

ら入学する生徒等の安全・安心を確保するため、規則の一部を改正するものです。改正内容については、「2 改正内容」(1)のとおり、保証人の役割及び要件を改めて規則に決めました。具体的には4ページにあります新旧対照表をご覧ください。現行の第21条第2項では、保護者が選定する保証人の要件を、学校所在地又はその附近に居住する成年者であって一家の生計を営む者としていましたが、改正案では生徒の居住する学区に居住する成年者であって、生徒の健康、食生活及び日常の生活状況を確認できる者とししました。また、保証人届について、保護者が他の都道府県に居住するときの保証人届は、三重県教育委員会に提出するものとするを加えます。

第4項では、保護者又は保証人が保護者又は保証人となることができなくなったときは、改めて保護者又は保証人を定めることとなっており、保護者が他の都道府県に居住する場合の保証人届の提出先を第2項と同様に三重県教育委員会とししました。

次に、3ページの「1 改正理由」(2)をご覧ください。三重県立高等学校の新設及び廃止に伴い規定を整備するため、規則の一部を改正するものです。改正内容については、4ページの新旧対照表をご覧ください。第2条に係る別表1について、三重県立四日市工業高等学校全日制の欄に「専攻科」を加えます。また、定時制課程の欄について、工業技術科を機械交通工学科、住システム工学科に変更します。学科改編については、平成22年教育委員会定例会において承認されたものの、規則に反映されていなかったことによるものです。

次に、三重県立名張桔梗丘高等学校及び三重県立名張西高等学校の廃止による三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が、平成30年4月1日から施行されることにより、三重県立名張桔梗丘高等学校全日制普通科及び三重県立名張西高等学校全日制普通科、英語科、情報科を削除いたします。

続いて、第3条に係る別表2について、別表2(第3条関係)を、別表2(第2条関係)に改めるとともに、三重県立松阪あゆみ特別支援学校を加えます。施行期日は、3ページの3のとおり、平成30年4月1日からとします。

最後に、「議案第61号 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案」について、1ページが規則案、2ページが規則案の要綱、3、4ページが新旧対照表です。

2ページの「1 改正理由」をご覧ください。保護者の転住を伴わずに県外から入学する生徒等の安全・安心を確保するため、規則の一部を改正するものです。改正内容については、「2 改正内容」のとおり、保証人の役割及び要件を規則に定めるとともに、第2号様式保証人届の様式を整備し、具体的には3ページの新旧対照表をご覧ください。第19条について、先ほど、説明いたしました三重県立学校の管理運営に関する規則と同様に改正します。

続いて、4ページの第2号様式をご覧ください。第19条第2項で保証人の役割及び要件を整備したことにより、保証人届のの様式についても、保証人の役割を明記し、その役割を果たす意志があることを確認できるようにしました。施行日時は1ページの3のとおり、平成30年4月1日からとします。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

【質疑】

教育長

議案第59号から61号については、いかがでございましょうか。

森脇委員

これまでのさまざまな議論を整理されて、こういう規定という形でルールが決まったことについては、とてもいいのではないかと。特に、部活動の話だけではなくて、小規模校の活性化等の配慮もその中に入れ込めたことは、とてもよかったことじゃないかと思っています。

この制度を利用して県外から入学する学生のケアとか安全面を含めて、そういうことが今後、保護者がいないということの中で、きちとなされていくかということについての引き続きの見守りとかフォローを制度的な検証も含めて、これから継続的にやっていっていただきたいと。そのあたりのことについては、どのようにお考えかということを質問させていただきます。

高校教育課長

この後提案をさせていただきますが、県外からの保護者の転住を伴わない入学志願に関する要項の中におきまして、保証人について、保証人の役割、学校の役割、県教育委員会の役割を明記いたしまして、学校、保護者、保証人、教育委員会が連携をして生徒の見守りを確実に進めるように取組を進めてまいりたいと思っております。

原田委員

今までの経緯の中で、全ての検討検証会、パブリックコメント、常任委員会、全てのところで、県内の中学生の進路保障というところが皆さんが心にとめていらっしゃる部分だと思います。県外から受け入れる人たちの安心・安全というところの今後の検証と同時に、これを実際に施行していく中で、その部分もどのように対応していくか、そのあたりをどう検討していらっしゃるかということもお尋ねさせていただきたい部分です。

高校教育課長

今後も、今おっしゃったように平成34年に本制度の検証を行いまして、学校が確実にこの成果について果たしているかどうか検証してまいりたいと考えているところでございます。

また、保証人につきましても、この後の制度でも定めるところでございますが、こういった内容について、十分に果たせていけるように、先ほども申しましたが、教育委員会もともに連携をしながら努めてまいりたいということでございます。

教育長

県内の中学生の進路は。

宮路次長

県内の子どもたちについては、意見もいただきまして、一方でパブリックコメントなどで、もっと増やしたらどうかという意見もあったのですが、そのことを県内の子が第一ということは当然ありますので、対象になる学校をまず定めさせていただいたということ。

それから、上限を5%ということで、それは超えないと。南部の学校については、

定員が欠けている場合には超えて採れるという形はしましたが、基本的には超えないということで、県内の子どもたちに配慮していくことを、まずコンセプトとしてはやっていくということで考えてきております。

今、課長が申しましたように、そういう中でも34年度にきちっと一回、卒業生が出たところで、志願状況はどうだったかとか、今、おっしゃったようなことも含めて検証して、見直す必要があれば見直していくということで、後ほど説明します要項にもそういう形で書かせていただいて、きちっとやっていきたいと考えております。

教育長

ほかにいかがですか。

黒田委員

非常に前向きな、いろいろと議論を重ねた中での前向きな内容になっていると思っています。

やはり一番守るべきものは、この生徒さんの皆さんの安全・安心の確保とあって、働き方であったり、家族のあり方であったり、少子化であったりという時代のいろんな背景の中で、そこに適応した改正であったりとかを前向きに取り組んでいただきたいのと同時に、保証人になられた方の変更とかもあると思うんですね。そのあたりまでしっかり切れ目なく、生徒の皆さんの安全・安心の確保のために我々が尽力できればと思っていますので、何とぞよろしく願いいたします。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

岩崎委員

議案第59号のこれまでの経緯の9ページのところに、入学志願制度を実施するか否かの検討をする対象となったのが25校で、うち、PTAとか地元中学校とか活性化協議会等からの意見を踏まえて検討を行って、17校が平成30年度の入学者選抜から、この制度を取り入れようということになったわけですね。これは、この17校でとりあえず平成34年までいかれるという形になるんですか。

高校教育課長

現在、17校が実施としていますが、これにつきましては、原則的に5年間継続してというふうに考えておまして、この学校は34年まで実施していくと。

岩崎委員

残り8校は、この5年間はやらないということになるんですか。

高校教育課長

3校については、実施しないということで結論を聞いております。

ただ、5校につきましては、今後も継続的に地域の理解を求めたり、さらに、県外からも求められる学校になっていくための取組を進めながら、検討していくということです。

岩崎委員

そうすると、そこで地元の活性化協議会等で、地域で高校の活性化もあるし、私たちでちゃんと受け入れて面倒を見ようという話になったら、それは追加で実施されることもあり得るという理解でいいのでしょうか。



高校教育課長

そのように追加をして実施していくということも、要項でも定めていておりますので、そのように考えております。

岩崎委員

その場合に、途中で始めた高校も34年には検証の対象にするということでもいいのでしょうか。

高校教育課長

34年度は、初年度に入学した子が卒業した段階で検証と考えておりますので、原則的には5年継続ということになります。その検証については、行ってまいりたいと思いますので、そのことによって、場合によっては結果が変わってくるということもあります。基本的に5年継続でというふうには考えております。

岩崎委員

今までの委員会の中でのご発言もありましたが、生徒の安全・安心の検証というのは、何よりも大切だと思いますが、今回、こうやってきっちり制度を明確にしたというか、制度そのものの検証というものも、平成34年度にはというお話がありましたが、ぜひやっていただきたいし、そのときに来年、この制度を使って入ってきた生徒たちが、まさに違うところから来て、どのように人間的に成長したかということ、卒業生の意向をきっちり踏まえて、この制度が成果が上がっているということを示せるような、あるいは、上がってないとなれば、どこに問題があるのかということも含めたことができるような、当事者の意見をきっちり反映できるような検証の仕組みに取り組んでいただきたいと思っていますし、そういう中では、おそらく、これから地域別の協議会の中で、うちもやっていこうかというときに、この制度を導入しようとするときに、どんな課題があるのかとか、そういうことは先行して実施しているところがきっちり教えていただけるような仕組みも、今回のこれを契機としてつくっていただければいいなと思っています。

特に県南の場合でいうと、伊勢志摩、県南には、魅力ある地域の人々がいるし、地域があるわけですから、そこで子どもを教育させたいなという親御さんは絶対いらっしゃると僕は思っていて、そういう親御さんに対しての子どもを通じての支援みたいなものも、この関係者の協議の中で出てくるといいなと思っています。

今後の検証を私も期待していきたいと思います。

教育長

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

原田委員

先ほど、原則としてということで、この制度が実施されて、その学年の子たちが卒業したところで検証というのももちろん、大事な部分だと思います。制度として定めていく以上は、長期的に見る部分も大事だとは思いますが、その間にも入学選抜というのは、3回行われることになりますので、随時の、私、最後の岩崎委員の末尾のご発言と一緒に、随時の検証、そういったところも重視していかなければいけないかなと。原則を定めつつ、柔軟に対応していただきたい部分だと思います。これは意見としてですので、回答は特に大丈夫です。

高校教育課長

制度の検証会というのは、毎年行っておりますので、そういった中でそのようなことも可能かと思っております。

教育長

ほかにいかがですか。よろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第62号 保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項（案）について（公開）

（徳田高校教育課長説明）

議案第62号 保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項（案）について

保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項（案）について、別紙のとおり提案する。平成30年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第4号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

資料1 ページ「1 目的」をご覧ください。この要項（案）は、保護者の転住を伴わない県外からの三重県立高等学校への入学志願に関する事項を定めるものです。

「2 入学志願できる高等学校」をご覧ください。入学志願できる高等学校は、（1）のア・イ・ウのいずれかに該当する高等学校で、3ページの別表に示す高等学校とします。これらの学校が、先ほどの議案第59号の規則第4条で教育長が別に定める高等学校としたものになります。

また、ア・イ・ウのいずれかに該当する高等学校の中で、今後、保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に係る制度を実施しようとする場合は、PTAや地元の中学校、学校別活性化協議会と協議のうえ、県教育委員会に申請するものとします。

次に、「3 入学志願できる者」についてです。入学志願できる者は、保護者が保証人を確保し、志願先高等学校の属する学区、又は隣接する学区に転入することが確実な者とします。ただし、尾鷲市、熊野市及び南牟婁郡に所在する高等学校については、保護者の転住する住居から通学する者も入学志願できるものとします。

「4 入学志願できる選抜」は前期選抜、スポーツ特別枠選抜及び後期選抜とします。

県外から入学できる生徒の上限は、5のとおり、当該学科・コースの入学定員の合計の5%を上限とするとともに、各学科・コース別の合格者数については、それぞれの入学定員の10%を上限とします。

また、(2)のとおり、学校別活性化協議会を設置している高等学校において、合格者が募集人数に満たない場合は、前期選抜及び後期選抜の募集人数の範囲内で5%の上限を超えて合格させることができるとします。

(3)については、議案第59号で説明した保護者の転住を伴わず、県外から入学志願できる普通科の高等学校に県内の居住者が、志願学区外から入学志願できることを規定したものです。入学できる人数は、県外から入学できる生徒の数に含むものとするを規定しています。

生徒の安全・安心の確保については、保証人、高等学校、県教育委員会が、6に示すそれぞれの役割に取り組むこととします。

「7 その他」として、部活動をとおした活性化を図る高等学校に入学した生徒が、入学後、怪我等により部活動を続けられなくなった場合でも、当該高等学校に在籍できることを規定しています。

また、この要項に定める高等学校については、保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に係る制度を原則として、5年間継続すること、平成31年度に入学した生徒が、卒業した翌年の34年度に検証を行うことを規定しております。

保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項については、以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

#### 【質疑】

教育長

議案第62号はいかがでしょう。

原田委員

先ほどもご質問させていただいた事項とかかわってくる問題ですので、この別表にあります学校の現状の倍率といいますか、そういったところも踏まえ、この募集人数も、今度の制度化に従って、今、この人数で先ほど、お話しいただいたパーセンテージで何人以内ということで定めていらっしゃる部分で、ここの部分も、先ほどのお話の確認になりますが、状況によっては、この人数も変わってくる可能性はあるというふうに思ったほうがいいのでしょうか。

高校教育課長

この人数につきましては、毎年、学校のほうが状況を踏まえて改めて定めていくことができるので、この別表については、学校が毎年変わってくるということも可能になります。

原田委員

そう捉えさせていただいて、もちろん学校だけではなく、保護者、PTAの立場だったり、地域の立場の意見も踏まえながら、検討によっては人数が変わってくる可能性もあるということですね。

教育長

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

岩崎委員

対象部活動、特に運動系の部の場合の指導者が異動した場合は、どういうふうな形

で対応していくことになるのかというのが少し気にはなるのですが。

高校教育課長

原則、学校の活性化を目的にはしておりますので、学校全体としてのクラブの取組ということ。

岩崎委員

全体としての取組だという。

高校教育課長

ということにはなりますので、特に個々の指導者うんぬんということは、想定はしているわけではない状況はありますが、場合によっては、そういうケースを踏まえて、また学校が対象部活動についても検証する段階において考えていくことにはなるかと思えます。

宮路次長

補足させていただきます。今、部活動の対象につきましては、強化指定を受けている学校ということがありまして、その中の学校ですので、一定、学校としてその部活動が強化をしていくという方向性がありますので、顧問が異動する場合も、これは教員の異動がありますので、絶対とは言いにくいんですが、多分、校長としては、異動する場合は、代替りの指導者の配置を求めながら、そこら辺は県とうまく調整をしていくことになるのかと思っております。

岩崎委員

そこでちゃんと引き継がれるというふうに考えていいんですね。わかりました。

教育長

ほか、いかがですか。よろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第63号 平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について （公開）

（徳田高校教育課長説明）

議案第63号 平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について  
平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について、別紙のとおり  
提案する。平成30年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針案については、地方  
教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第4号及び三重県教育委員会権限委  
任規則第1条第20号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

これからご協議いただきます平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針  
（案）は、現中学2年生等が受検する、来年度実施する選抜の根幹を定めるものです。  
この実施方針にのっとり、平成31年度選抜の実施要綱等を、今後作成いたします。

それでは、1ページの「第1 基本的な考え方」をご覧ください。これは、本県の県立高等学校入学者選抜の基本的な考え方を示したものです。

次に、「第2 前期選抜」についてです。前期選抜は、実施を希望する高等学校が、学科コースの特色に応じた検査内容及び選抜方法により、2月に実施します。2の(2)選抜資料については、全ての高等学校で自己推薦書と調査書を用います。2の(3)検査については、学科・コースの特色に応じてアからオの中から、各高等学校が指定した検査を実施することとしています。4の募集枠については、平成31年度入学者選抜から、1学年3学級以下の高等学校における普通科の規定を新たに設けました。現在、これらの高等学校では、活性化プランを作成し、地元市町の協力を得て学校の活性化に取り組んでおり、地元中学校から進学希望者が増加している状況があります。一方で、県立高等学校活性化計画では、大幅な欠員が生じた場合、生徒の学びを保障するためのあらゆる可能性について協議することとしており、今後の欠員状況が、学校の存続につながる可能性があります。これまで普通科については、原則、入学定員の30%を募集枠の上限としてきましたが、地元中学生の地元での学習機会を確保するため、1学年3学級以下の高等学校の普通科は、前期選抜の募集枠の上限を、専門学科や総合学科等と同様に、50%とすることとします。

続いて、「第3 後期選抜」についてです。後期選抜は、募集枠を設定する高等学校が、共通の学力検査及び選抜方法により3月に実施します。選抜資料等については、2の選抜資料等のとおりです。全ての高等学校で調査書を選抜資料として用い、県教育委員会の作成する共通問題により学力検査を行います。なお、後期選抜では、高等学校長の判断により、面接又は自己表現、作文又は小論文、実技検査を課すことができるとしています。選抜については、3の選抜のとおり、県教育委員会の定める方法により行います。

資料3ページの「第4 再募集」は、入学者が入学定員に満たなかった高等学校において実施します。選抜資料及び選抜については、後期選抜に準じます。

「第5 調査書」及び「第6 志願できる区域」については、ご覧のとおりです。

「第7 その他」については、6に保護者の転住を伴わない県外からの入学志願についての内容を追加し、平成31年度入学者選抜から実施します。平成31年度入学者選抜実施方針(案)の提案については、以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

#### 【質疑】

教育長

それでは、議案第63号については、いかがでしょうか。

原田委員

この31年、今後に向けての案ということで、私、今年度が1年目ですので、特に今までと大きく変わっている部分は、具体的にあるんでしょうか。先ほどの30%を50%にというのは文面で理解させていただいたのですが。

高校教育課長

あとは、最後に説明しました「第7 その他」の一番最後にあります、本日、お認

めいただきました県外からの入学志願についての内容について、その要項によるものとすることをつけ加えさせていただいた、この2点でございます。

森脇委員

50%にすると、どのような効果とか意味があるのでしょうかという確認です。理由をもう一回。

高校教育課長

現在、3学級以下の学校におきましては、学校別の活性化協議会の中で活性化プランを作成して、地元を中心にして中学生にたくさん受検していただけるよう取組を進めている状況でございます。そういった中で、地元の中学生在地元で学べるという学習機会を、そのことによって増やしていくことができるということ。

あるいは、前期選抜は、その学校に対して魅力を感じて志願していくという生徒、目的意識等を持って入学志願する生徒において、選抜を行っていくものでございますので、より目的意識を持って、該当する学校で頑張ってくれるという子たちが増えていくことも期待できると考えております。

原田委員

この件に関して、目的意識を中学生が持つためには、県立高等学校のそれぞれの学校が持つ特色などを進路説明などでしっかりと伝えていかないと、中学生が具体的な目的意識を持つのが難しいと思うので、そのあたりも今後の中でしっかりと、それぞれの学校が特色化を中学生に対して発信できるように、特に小規模校で定員割れしているような学校の生徒たちの学習の機会が奪われないように、そういったところを重視して取り組んでいただければと思います。

教育長

ほかによろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

議案第64号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案  
(公開)

議案第65号 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案  
(公開)

議案第66号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第67号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(谷岡福利・給与課長説明)

議案第64号から第67号までを一括してご説明させていただきます。

議案第64号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第65号 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案

議案第66号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第67号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

以上、4つの規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年3月23日提出  
三重県教育委員会教育長。

提案理由 4つの規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

こちらについては、議案の一番後ろに付けさせていただいておりますA4横の改正規則案説明資料を中心にご説明をさせていただきます。

それでは、まず、「議案第64号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案」については、国の義務教育費国庫負担金の算定額の引き上げ等を踏まえ、教員特殊業務手当、そのうち、修学旅行等引率指導業務手当、対外運動競技等引率指導業務手当及び部活動指導業務手当の額等の見直しを行わせていただきたいと思えます。

まず、修学旅行等の引率指導業務手当ですが、これは、泊を伴って修学旅行等を引率した場合に出る手当ですが、こちらについては、現行4,250円を2割引き上げさせていただいて、国どおり5,100円とさせていただきたい。

対外運動競技等引率指導業務手当ですが、こちらについては、泊を伴うとか、週休日等に終日行う場合の手当ですが、こちらについても、現行の4,250円を2割引き上げさせていただいて5,100円と考えております。

部活動指導業務手当ですが、これはクラブ活動の手当で、週休日等にクラブ活動をした場合に支給される手当ですが、現行のところを見ていただきますと、2時間以上から4時間未満、4時間以上から6時間以下、6時間超とありますが、国においては、4時間以上という1本しかございません。2時間以上から4時間未満、6時間を超えるというのは、三重県独自の措置でございます。

今回、国どおりの4時間以上6時間以下については、3,000円を国の規定どおり2割引き上げさせていただいて3,600円にすることを考えております。

県独自のところですが、6時間超となっておりますが、こちらについては、週休日等に長い時間クラブ活動をしていただくと負担も大きいということで、県独自の措置をさせていただいていたのですが、部活動のガイドライン案にもありますように、週休日等については4時間以内ということもありますし、県独自の措置でございますので、この6時間超の3,750円を廃止しまして、4時間以上で統一させていただきたいと考えております。

それから、2時間以上4時間未満については、県独自の措置ではありますが、これからクラブ活動の短縮化も図られる。それから、平成30年度の文部科学省の概算要

求でも、この2時間というところは、採用はされなかったのですが、要求はされていたという経緯もありますので、額はとりあえずそのまま据置して、制度としては、このまま置くというふうに考えております。

施行は、平成30年4月1日からの施行を考えております。

続きまして、「議案第65号 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案」ですが、こちらについては、主な改正内容のところにもありますように、職員に配偶者がいない場合の扶養親族に係る手当額について、平成30年4月から、子又は父母等に係る手当額に統合されることから、扶養親族届及び扶養親族認定簿の様式を改めるということで、難しい表現になっておりますので、この議案第65号の議案書3ページ目の要綱をご覧ください。規則案要綱の参考というところに手当額の一覧表を書いております。こちらの改正については、平成28年の人事委員会の報告に基づいてされるものです。こちらについては、今回、関係のあるところで説明させていただきますと、これまで例えば、これで見ると配偶者ありとなしで金額に差を設けておりましたが、これを段階的に統一するというので、平成28年は、例えば子どもの扶養手当では、配偶者がある場合は6,500円、配偶者がいない場合は11,000円ですが、これを段階的に統一するというので、この平成30年度で統一がされます。この額自体は平成28年度に改正してあるんですが、今回の改正は、4ページの扶養親族届けのように配偶者「あり」と「なし」で額の差がなくなりましたので、右側の現行のところの真ん中のところに下線が引いてあると思いますが、配偶者ありとなしの記入する欄がありました。これを平成30年度から配偶者ありとなしで手当額の差がなくなりますので、この欄が不要になります。今回の改正は、この欄を削除するという規則改正案でございます。

A4の説明資料にお戻りいただき、裏面の議案第66号をご説明させていただきます。「議案第66号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案」ですが、こちら平成28年の人事委員会報告に基づいて行うものです。時間外勤務手当に係る勤務1時間当たりの給与額を計算する際の実労働時間数の取扱いについて、除算する日数を18日から各年度の休日の日数に改めるということで、下のところに勤務1時間当たりの給与額の式を書かせていただいております。勤務1時間当たりの給与額は時間外勤務手当の計算に必要となります。この計算式としましては、分子で給料の月額等×12月ということで、年間の給与額が出ます。下の分母のところを年間の勤務時間数で割ります。ただ、その年間の勤務時間数から休日分の時間は引くこととなっています。その休日分については、これまで18日と固定しておりました。年度によって休日が日曜日、土曜日に重なったりして日数が前後するかと思います。平成28年から山の日ができたりということもありまして、他県等でも変動制のところが多いので、今回、18日から変動制にするという規則改正案です。施行日は平成30年4月1日からと考えております。

続きまして、「議案第67号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案」については、今年度の人事委員会勧告に基づいて、勤勉手当の支給月数の引き上げがありました。これについて規則で勤勉手当の成績率の上限を改めます。これは勤勉手当の支給月数の引き上げに伴い、勤勉手当の支給率の上



限を改めるということで、0.1月分引き上げられましたので、ここに書いております表のとおりに改めさせていただきたいと考えております。

施行期日は、上記①は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。上記②は、平成30年4月1日から施行する。

4つの規則案についての説明は、以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

それでは、議案第64号から議案第67号については、いかがでございましょうか。

黒田委員

部活動の指導業務手当ですが、そもそもの区分の仕方に若干、私は違和感を感じているのですが。特にこれは現場の先生からは、何もないんですか。4時間未満と4時間以上で金額が倍になるじゃないですか。このあたりの区分の仕方そもそものところで私は違和感を感じるんですが、現場の先生で部活動の指導をされている方々は、このあたりの区分に関しては、特段、何も要望とかは。

福利・給与課長

今までこの区分についていろいろ要望というのはございません。それから、この運用で4時間ですが、4時間程度としておりますので、その程度はどれぐらいかといったときに、大体30分ぐらいの幅としております。ですので、例えば4時間経ったからという感じではなくて、クラブ活動ですので、ある程度柔軟性もありますので、そのあたりもあるせいかどうかはわかりませんが、現場の学校からこの時間数については要望というのはございません。

原田委員

先ほどのご説明の中で、対外運動競技等引率指導業務手当、泊を伴うという言葉があったので、宿泊を伴う場合に、この手当が出るということ。

福利・給与課長

そうですね。対外運動競技の場合、泊を伴うか、又は週休日、土日とか休日等であって終日程度、大体8時間程度であるときに出来ます。

原田委員

もう1つ、部活動指導業務手当というのは、あくまでも週休日。

福利・給与課長

週休日、休日も含まれますが、そうです。平日は含まれません。

原田委員

平日は含まれないんですね。ということは、部活動の指導の部分において、平日は教職員の通常の業務の中のということなんですね。

福利・給与課長

特殊勤務手当上というか、給与上特に加算というか、特別な措置はされないということ。

原田委員

黒田委員がおっしゃった区分の部分において、2時間以上4時間未満って、これは

今も規定されているものですが、通常でいけば、世の中一般的には時給であつたりとかいうところでの区分ではなく、2時間でも4時間でも1,500円というのは、確かに違和感。

福利・給与課長

学校の先生自体がそもそも時間外については、教職調整額といって4%が出て、一般の労働者みたいに時給いくらというのではなくて、ある程度、包括的に評価して、給料の4%を付けましょうと。あとは、創意工夫というか、ある程度、勤務時間で量れないという考えのもと、そのようになっていますので、こちらの特殊業務手当についても、時給ではなくて、ある程度の時間活動したら付けることとしています。

教育長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第68号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

（小見山教職員課長説明）

議案第68号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、2ページをご覧ください。規則の一部を改正する規則案の要綱でございます。改正理由ですが、平成30年度の全国高校総体推進課の事務分掌について、一部規則を見直すものでございます。主な改正内容ですが、事務分掌の中で、「平成30年度全国高校総合体育大会の開催準備に関すること」の記述から、「準備」を削除するというものです。

3ページに新旧対照表を付けさせていただいております。30年度、当該年度でございますので、事務分掌のここを一部修正したというところです。

簡単ではございますが、以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

議案第68号については、いかがでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第69号 三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則案（公開）  
（小見山教職員課長説明）

議案第69号 三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

これも2ページをご覧ください。一部を改正する規則案の要綱でございます。改正理由は、平成30年度の教育委員会事務局の組織改正に伴う規定の整備を行う必要があるというので、主な改正内容は、特別支援学校整備推進監の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

3ページの専決規則の見直しのところです。組織として特別支援学校整備推進監を削除するという中身でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

【質疑】

教育長

議案第69号については、いかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第70号 校長及び教員としての資質の向上に関する指標について（公開）  
（辻教育政策課長説明）

議案第70号 校長及び教員としての資質の向上に関する指標について

校長及び教員としての資質の向上に関する指標について、別紙のとおり提案する。平成30年3月23日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 校長及び教員としての資質の向上に関する指標については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚めくって、1ページの参考資料をご覧ください。校長及び教員としての資質の向上に関する指標につきましては、11月に中間案を報告させていただきました。その後、2の策定の経緯のところですが、教員育成協議会を2月に行い、合計3回の審議に加えまして、議会や市町の教育長会、小中高の学校の校長会、大学など関係機関等への意見照会を行いまして、意見の反映をさせていただきました。そして、本日、

最終的な案として提案させていただくものです。

3のポイント、4の策定後の取組につきましては、指標の本体のほうで説明させていただきたいと思いますので、その次のページをご覧ください。11月に中間案を報告させていただいた際には、7ページ以降のA3版の表のみを説明をさせていただきました。その後、協議会の意見や関係機関等への意見照会を経て、策定の趣旨や構成、留意点、活用の仕方などを示したらどうかというご意見を頂戴しまして、この3ページから4ページ分を加え、後ろの表を合わせて指標の最終的な形とさせていただきます。

その足した部分を少し詳しく説明させていただきます。まず、「はじめに」というところです。2行目にありますように、教員の果たす役割は極めて重要であるということ。それから、2段落目の教育課題が多様化・複雑化する中で、教員には学び続ける意欲、探究心、専門性を高めることが一層求められるということ。3段落目、経験豊かな教員の大量退職によって、経験豊富な経験から若手教員の知識や技術の伝達が困難になる、そういう背景を最初の3段落で述べさせていただきました。そして、このような状況をふまえということで、教育公務員特例法の一部改正で指標を定めることになったということが次の段落です。

さらには三重県では、教員の資質向上については、三重県教育ビジョンで取り組んできたところですが、今回の法律改正を踏まえて、教員養成を担う大学と一緒にあって共通認識のもとで、各ライフステージに求められる資質・能力を示す指標を策定したという経緯を、この「はじめに」というところで述べさせていただきました。

4ページに移ります。「指標の構成」、これまでお示ししましたように、(1)対象となる学校種・職については、そこに記載しているとおりです。

(2)ライフステージ<横軸>とありますが、構成として、これも中間案で説明しましたが、横軸としてライフステージを教職着任時のほか、第1ステージから第4ステージまで経験年数に応じて記載しております。

その下の表ですが、表の中では、この協議会では表を示したところで、それぞれの教員のステージとか管理職版とか分断されているというような印象を受けるというご意見を頂戴しました。なので、教員の部分と管理職版は継続したものであることを示すために表を示させていただいて、その4行上ですが、ライフステージが進むにつれて、身につける資質能力が積み上がっていくように記述していますと書かせていただきました。こういうふうにつけ足した4ページは、いろんな意見、質問に対する答えも表した形で付けさせてもらっています。

5ページの資質能力に係る項目については、「素養」と「専門性」に分けて示しています。「専門性」という段落の5行目、教育課題への対応力として、グローバル教育、郷土教育、キャリア教育など9つの項目を設定しました。これは三重県の指標の特徴と言えるところですが、教育課題は多岐にわたり、ここに示されていない教育課題については、これら9つの指標を参考にして資質能力を高めていくこととなります。ここに示した以外にも、例えば、環境教育とか平和教育とか、そのあたりはどうかというご質問もいただきましたが、そういうふうにかかれていないものについては、示してあるものを参考に取組んでいただきたいということを書かせていただい

います。各項目は、一つひとつが独立したものではなくて、相互に関連しているものもあることから、そのことを意識して向上を図る必要があるということです。その後、校長、教頭、准校長、養護教諭、栄養教諭についても、この項目を示しましたというふうに示してあります。

6 ページの説明の前に、7 ページ以降の実際の別紙の表をご覧ください。7 ページは、先ほど示しましたように、一番上の横軸には、教職着任時というところで、その下にありますが、教職に就く者として求められる基礎的・基本的な技能を身につけているということ、身につけていると理解しているという形で、その基礎的・基本的な知識・技能を示させていただきました。

その後は、年次ごとに第1ステージから第4ステージまでありますが、第1ステージは、その下にありますように、基礎・基盤を固める。第2ステージは、実践力を高める。第3ステージは、経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。第4ステージは、豊かな経験を持つということと、指導力を発揮して学校づくりや教育活動をリードする観点で、できるだけ核となる部分をわかりやすいように、また、具体的な行動につながるような形で記述を精査させていただきました。

中間案と大きく変わったところが1カ所ございます。それが8 ページです。下から5つ目ですが、特別支援教育とあります。ここは中間案の段階では、特別な支援を必要とする児童生徒への対応としておりました。その後、中間案の後の意見の中で、インクルーシブ教育とか、共に学ぶという視点を入れたらどうかということ。それから、多文化共生の視点が必要という意見をいただきました。この特別な支援を必要とする児童生徒というのは、外国人生徒も含めていましたが、ここにインクルーシブ教育の視点、多文化共生の視点を明確に盛り込むためには、この特別な支援を必要とする児童生徒というのを特別支援教育とその下の外国人児童生徒教育というふうに2つに明確に分けて示させていただくことにより、そしてそれぞれのところに、共に学ぶという視点を特別支援教育のところに、そして多文化共生の視点を外国人児童生徒の教育のところにそれぞれ入れさせてもらって、ここで中間案よりも更に詳しく2つに分けて示させていただいて、ここが中間案からの変更点です。管理職版もそのように示しております。

それでは、6 ページにお戻りください。こうやってつくっていく指標が実効性を発揮する、この指標によって教員の資質能力が確実に高められるということが、非常に大切なことでありまして、そのために、ここでは指標の活用について示させていただきました。2段落目、県教育委員会、市町等教育委員会、学校は、指標を踏まえて教員の資質能力の向上が計画的・効果的に図られるよう、指標を策定した趣旨と内容を共有し、互いに連携しながらそれぞれの役割を果たすとともに、教員の養成を担う大学、短期大学とも連携して取り組んでいく必要がありますということで、ここでは連携した取組が必要という基本的な姿勢を示させていただきました。

具体的には、県教育委員会は、研修を体系的かつ効果的に提供できるよう、指標を踏まえた研修計画を毎年度策定します。また、市町等教育委員会や大学等と連携して、教員等の研修を実施します。

学校では、教員は指標を踏まえて、教職生活全体を俯瞰し、つまり自分のステージだけではなく、教員生活全体を見渡して、日々の教育実践や必要な研修の受講、そして、OJT等を通じて、資質能力の向上に取り組むと。

これもいろんな意見照会で質問があったことですが、講師経験が長い人はどう取り扱うのかという質問もありましたが、教員によって講師の経験や民間企業の勤務の有無など、採用に至るまでの経緯が異なることから、一人ひとりが自身の経験や能力に即して指標を活用することが必要ですということを、答える形でここに書かせていただきました。講師経験が長い人についても、その経験や能力をしっかりと踏まえながらやってくださいということです。

それから、校長をはじめ管理職はというところですが、自らの資質能力の向上に努めるとともに、教員が指標で求められる資質能力を着実に向上することができるよう、一人ひとりの職責や経験、適性をふまえ、日常的な指導・助言に加えて、研修受講の推進ですとか、校内研修を含むOJTを通じて人材育成を進めますと書かせていただきました。

市町等教育委員会については、資質能力の向上に係る研修や施策は、指標内容を踏まえて一層効果的に実施されることを期待します。

大学については、教職を志す学生が、教職着任時の姿を目指して資質能力の向上を図ることができるように、県や市町の教育委員会と学校現場と連携して取り組むことを期待しますと記述しました。

そして、最後に管理のところですが、この指標については、必要に応じて教員育成協議会の協議を経て見直しを行います。ビジョンなどに変化が生じてきましたら、それに応じて見直しを行っていくことを最後に記述させていただきました。

以上、このように最終的な案として教員の資質の向上に関する指標をまとめました。ここに提案しますので、ご審議をよろしくをお願いします。

## 【質疑】

教育長

議案第70号はいかがでしょうか。

森脇委員

2点あります。1つ目は、4ページの教職着任時からの向上のイメージ表ですが、第4ステージと教頭、准校長、校長のステージ表を連続させたと。その意味は理解できましたが、今度は逆に校長、管理職とならない教員がどのように位置づけられるのかというのを、これだとすべての教員が管理職に就くというイメージで受けとめられかねないかという、読み手から見ると。ですから、工夫の余地があるんじゃないか。第4ステージの中に、例えば教頭、准校長になる人とならない人を両方とも入れ込むというような工夫があってもいいかと思いました。管理職になる人は全てではないのでということです。

それから、2つ目は、指標の管理ですが、おそらく今の段階でつくられた指標は、私から言わせると仮説だと思うんですね。その仮説は、具体的な検証ができるように、もっと具体化されないといけないと思うんです。例えば、これは文科省の調査でも明

らかですが、校長先生が初任の教諭で持っている力量を評価したときに、なかなかいけてるといふところと、ここはまだまだといふところがあるといふことは明らかになっている。

例えば、教職としての使命感といふところはいいんですが、しかしながら、例えば、学級づくりとか、あるいは地域や保護者へのいろんなかかわりのところは、どうもまだまだ十分じゃないと。要するにでこぼこがあるんですね。だから、ステージごとに一律に縦にそろっているわけではなくて、例えば、学級づくりとか集団づくりといふようなところは、おそらく中堅期の課題だと思ふんです。そこまで初任がいけないと思ふんですね。そういったことといふのは、この段階では、まだまだ、横はいいんですが、縦がおそらく抽出する必要がある、多分、課題によって進行、発展、発達状態が違うんじゃないかと。そういうことを現場の具体的な実態に応じて修正していくプロセスが可能なような指標の管理の仕方を、ぜひ、していただきたいと。

#### 教育政策課長

ありがとうございます。確かに4ページに示しましたように、教員の部分と教頭、校長のところが多断されている印象があるといふ意見を踏まえて、こういう表を付けさせていただいたわけですが、逆に、管理職にならない人はいふところがありますが、ただ、もともとの表は教員版といふ中で、第4ステージのところの年限を21年次以降と示していますので、そのあたりのところは、これから周知、配付する中で説明するなどのカバーをしていき、押さえていきたいと思っています。

確かに21年次以降のこの第4ステージについては、学校でもリードする役割、中核ではなくて教育活動をリードする学校づくりをしていくといふ大きな役割も与えていますので、そういうところで管理職にならない人が最終的な段階はここであるといふことは、きっちりわかるような形の説明を加えていけたらと思っています。

それから、今後の管理の部分ですが、確かにいろんな要素があると思ひます。一教員の中でも、例えば、児童生徒理解が非常に得意な人もいれば、生徒指導が非常に得意な人がいれば、教務的な学校管理が得意な人、いろんところで縦の線がきっちり合わないところもあろうかと思ひます。その教員の資質や、これまでの経験によって、随分、項目ごとには到達する部分が違ってこようかと思ひます。そういうものも踏まえながら、今後、学校の意見、それから実際にスタッフの意見も聞かせてもらって、次、もし見直しを行うときに反映できるような体制はどうしたらいいかといふのを考えていかなければなりません、やっぴいかなければならないと思ひます。

#### 森脇委員

個々の教員によって違ふといふこともそうですが、ステージといふ言葉を使っているので、無理なことを求めすぎるといふような形にしていっただけで、実際に役に立つと思ひます。

#### 原田委員

今回の最初の部分、とても練り込まれたライフステージごとの指標の取扱説明書的な部分で、私自身はとてもわかりやすく、項目ごと、それぞれ細かいところに目を通すよりも、大枠といふものを説明してあるので、非常に有効な文面だと思ひます。

その中で、今、ご説明を受けて、全文読まれたわけではなく、特にここですよみた

いな部分で読み上げていただいたような気がするのですが、これは取扱説明書だとするのであれば、例えば、フォントをちょっと強調して、今、例えばはじめにというところで、意欲と探究心とかそういうところを少しピンポイントに、はじめにの大きさより少し細めの太めみたいにすると、より見やすくなるんじゃないかという、本当に些細な意見で申し訳ないのですが。そうすると手にされた教職員の方も、大枠の中の重点的なポイントみたいなのが見やすくて、それに伴って自分は一体どうするべきなんだろうと、指標を見ながらしていけるんじゃないかと感じました。そのことによって、この指標が実効性を伴ってくるものになることを祈っています。

教育政策課長

ご意見を踏まえてそこは考えさせていただきたいと思いますし、これからこれができるようになりましたら周知をして、学校に本当に行き渡るように校長会でも説明をしていきますので、そのあたりでどこが大事なのかというのがしっかり伝わるようにしていきたいと思います。

岩崎委員

使い方として、人事評価に使うとかいう話ではないわけだから。森脇委員がおっしゃったように、多分でこぼこが出てくる。そのでこぼこが、自分はこういうところがへこんでいるんだな、次のステージで示されている目標に対しては、ここの部分が届かないんだなという、結局、自己診断みたいな形で使っていくことが一番の王道なのかという気はするんですね。

そうすると、そのときにそれを客観的に判断できるように文言はいろいろ書いていただいています。もう少し、マニュアルが要るのかなと。くも形グラフをつくるぐらいのところまでは書いてあげたほうが親切なのか、あるいは、そこは一人ひとりが勝手に考えろという話でいいのか。そのあたりで、もう少し活用についてどのレベルでどんな人が活用するという場面を想定してもう少し取説も書いてもいいのかな。あるいは、それは書き過ぎかな。活用までそんなに指導する話ではないと考えるべきなのか。あるいは、自分自身の足らざるところをチェックして、もっと頑張らないといけないなというふう思うところまで、この趣旨になるのか。そここのところの判断が、あまりにもたくさん横軸があるだけに、これが全部、わっときれいな丸になるということは考えられませんので、そこはどういうふう考えていったらいいのかなという気はするんですが。

教育政策課長

評価の基準として使うものではないですが、確かに自己診断とか、学校での評価の中には、校長先生と職員が面談する場面があります。そういう中では、職員がこれをもとに目標設定を行っていく。また、校長先生との対話の中で、校長先生もこれを見ながら、職員とこういうことが求められるという話をしていく、そういう評価に関するもので対話の中で、大いにそれを使って対話をしていただく中で、実効性を発揮する。非常に効力を発揮するとは思っているんですが、その中で、今、言われたように、なかなかうまく使うのに回っていかない部分とか、そのあたりのところは、今度、私たちも校長会とかで説明する中で、実際、動かしてみて、もう少し説明が要するという部分を拾い上げることができたら、今後の使い方として何らかのものを示してい



かねばならないかと考えています。

教育長

よろしいでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 報告4 平成30年度三重県教員研修計画（案）について（公開）

（上村研修企画・支援課長説明）

報告4 平成30年度三重県教員研修計画（案）について

平成30年度三重県教員研修計画（案）について、別紙のとおり報告する。平成30年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課長。

それでは、別紙の1ページをご覧ください。教育公務員特例法の一部改正に伴い、県教育委員会では先ほどの議案にもございましたとおり、校長及び教員としての資質の向上に関する指標を平成30年3月に策定し、それをふまえて指標に示されている資質能力を修得するための研修計画を作成しました。

4段落目にございますが、指標をふまえて、教員一人ひとりが教職生活を俯瞰しつつ、それぞれの職責・経験及び適性に応じて、さらに高度な資質能力を身につけるため生涯にわたって学び続けられるよう、系統的な教員研修計画をこの「平成30年度三重県教員研修計画－子どもたちの希望と未来のために－」にまとめました。

続いて、この研修計画の構成ですが、本研修計画には、公立の小中学校、義務教育学校及び県立学校の校長、教諭等を対象に、県総合教育センター及び県教育委員会各課が実施する研修を記載しております。

法的に受講が定められている初任者研修や中堅教諭等資質向上研修などの法定研修や、経験年次や職責に応じて対象者全てが受講する教職6年次研修などの悉皆研修では、全ての教員がライフステージを通して求められる素養や専門性を、それぞれの段階で修得できるよう内容を構成し、研修講座を設定しました。

また、教員一人ひとりのキャリアパスが多様であることをふまえ、長所や個性の伸長を図る視点から、教員が自らの状況を踏まえ、主体的に学ぶ機会として、法定・悉皆研修のほかに、希望研修を設定しています。希望研修は、個々の教育課題、ニーズに応じて、主に専門性について修得できるよう構成しています。さらに、eラーニング教材である「ネットDE研修」による素養、専門性全般にわたる研修の機会を提供します。

3ページには、研修講座体系の概要を図で示しています。

続きまして、どのように計画を示しているか、具体的に説明させていただきます。4ページをご覧ください。ライフステージ別研修計画といたしまして、第1ステージから校長までステージ別に指標の各項目で求められる資質能力の育成に対応する研修講座を一覧的に示しました。

5ページは第1ステージについて示したのですが、表の左側に、資質能力に係る

項目、求められる資質能力、指標の部分を載せておりました、右側にそれに対応する研修講座が載っております。太字で表記しているのが、法定研修と悉皆研修です。また、5ページの下のほうにございますが、【小中】とか【高校】とか書いてございますが、【】の表記は、総合教育センター以外の県教育委員会担当課が実施する研修講座でございます。

続いて、24ページをご覧ください。ここでは、法定・悉皆研修対象指標項目一覧としまして、法定・悉皆研修を受講する教員が、対象となる資質能力の項目を受講前に確認し、目的を持って研修に臨めるよう、各回別に資質能力に係る項目を示しています。25ページの上段は、初任者研修が載っておりますが、初任者研修の例えば第1回目につきましては、素養の4項目と児童生徒理解、危機管理、いじめに関する事項、不登校に関する事項について、第1回で学ぶというふうに示しております。

次に、30ページをご覧ください。ここでは希望研修別対象ライフステージ一覧といたしまして、教員が身につけたい資質能力に対応する希望研修にはどのようなものがあり、どのライフステージを対象としているか確認できるように示しています。例えば、31ページの上段ですが、児童生徒理解という項目の一番上、教育相談の基礎1、2という研修講座は、第1、第2ステージを中心対象ステージとして黒色に塗っておりますが、第3ステージの教員にもサブステージとして対応する講座として、第3ステージのところには、灰色斜線で着色しております。

続いて、33ページをご覧ください。ここでは「ネットDE研修」について示しています。教員が自らの教育課題やニーズに応じて、「いつでも、どこでも、なんども」研修できるよう、県教育委員会が作成したeラーニング教材である「ネットDE研修」を資質能力に係る項目別に分類して示しております。

もう一度、2ページにお戻りください。「3 各種研修の受講にあたって」というところですが、県教育委員会が実施する研修以外に、市町等教育委員会や市町等教育研究所等においても、地域の実態や教育課題に応じた研修が実施されます。

また、各学校において児童生徒の状況や、保護者や地域のニーズに応じて、同僚性を発揮し行う研修がございます。教員の資質能力の向上は、研修を受講するだけでなく、各学校における校内研修を含めたOJTや主体的な自己研さんが相互に関連し補完し合うことにより、より一層効果が期待できると考えております。

「4 研修計画の活用」についてです。一人ひとりの教員が、自分は今のどのような力を修得しているのか、これからどのような資質能力を修得していくことが必要なのか等、それらをしっかり認識したうえで、自己を磨き高めていくことができるよう、この教員研修計画を活用していただきたいと考えております。

また、この計画については、毎年、見直しを図ってまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

#### 【質疑】

教育長

それでは、報告4については、いかがでしょうか。

原田委員

先ほどのライフステージごとの指標のご説明のところでも、同じようなことを感じていたのですが、自分を俯瞰するというのがキーワードかなと。研修の内容として、自分が先ほどの先生方でこぼこの「ぼこ」の部分がどこなのかというのを、自分に足りないところはどこなのかというところを俯瞰して見ることができないと、やはり研修という形が一方方向性であってはいけないと思うので、何か研修の中で自己をもう一度見極めるような、それを文章に起こしたりとか、何かそういったものを求めていったりはするんですか。今、あなたにはこういうものが必要ですよということではなく、自分がどこが足りないのかということを探っていくのも、研修の一部としてはお考えなのでしょうか。

#### 研修企画・支援課長

各研修受講者に対しまして、絶えず「自分が」というような感じで、その研修を受けたことに対して、自分がどのような活用ができるのかという振り返りシートのようなものをアンケートのときに書いてもらったり、初任者研修につきましては、17回も回数がございますので、第10回目のときに今までの初任者研修を振り返って、自分が身についたこと、さらに足りないこと、次年度以降に研修を深めていきたいことなどを、グループの中で研修を通して交流し合ったり、指導する担当主事が指導にあたりたりして、そういうような振り返る場面というのを、絶えずできるだけ設けるようにしておりますし、校内研修などの場でも、それぞれご自身の取組について振り返る機会を設けるようにというようなことは、絶えず私たちの研修講座の中で教員に伝えていくようにしております。

#### 原田委員

結局、先生方においても、生徒さんと一緒のように自己肯定をしなければいけない部分もあると思うんです。できているところを認めて。でも、やはり子どもを預ける側の親の立場からしてみれば、でこぼこの「ぼこ」があまり大きい先生というのは、預ける側としても不安要素があるので、よりできていないところをできるようにするための研修というところに着眼していただけたらいいかなと思います。

そのうえで、先ほどの網掛けになっていたたり、このライフステージでここはやるべき項目ですというところの部分において、少し白になっているところが多いのが、もちろん研修量が多いこともあるのかもしれないですが、ライフステージが進んでいったとしても、自分においては、この部分が足りないんだということであれば、ほとんどが網掛けになってもおかしくないかなと。「いつでも、どこでも、なんどでも」の先ほどのネットの部分では、そういう言葉を使っているのであれば、自分が思えばどんな研修にでも出られるというようなところも必要なのではないかな。それだけ自分もライフステージごとにしっかり見ていただける、見極めていただけるというところは、実現していけばいいかと思いました。

#### 研修企画・支援課長

希望研修の何も網掛けがしてないところについては、必ずしも受講できないというわけではございませんので、自分が、例えば先ほど、第1、第2ステージが黒く塗ってある講座についても、第4ステージであっても、自分がこの部分について足りないとか、さらに学びたいと思ったら受講していただくことも可能ですし、逆に、さらに

上のステージを対象にしている講座であっても、先に学びたいというのであれば、希望研修については、学んでいただくことが可能です。

教育長

どうでしょう、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

## ・審議事項

### 報告5 平成29年度みえスタディ・チェック結果の分析報告について (公開)

(吉村学力向上推進プロジェクトチーム担当課長説明)

報告5 平成29年度みえスタディ・チェック結果の分析報告について

平成29年度みえスタディ・チェック結果の分析報告について報告する。平成30年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 学力向上推進プロジェクトチーム担当課長。

今年度、実施したみえスタディ・チェックの結果について、分析をとりまとめましたので、報告させていただきます。

本分析結果については、各学校における指導改善や、子どもたちの学習改善につなげるとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学力を育む取組を進めることが重要であるとの観点から、県教育委員会のホームページで公表する予定です。

資料の1ページをご覧ください。「I 平成29年度みえスタディ・チェックの概要」についてご説明申し上げます。まず、スタディ・チェックの「1 目的」についてです。みえスタディ・チェックは、子どもたちの学習内容の定着状況を把握し、授業改善及び個に応じた指導の充実等、各学校が組織的かつ継続的なPDCAサイクルを確立し、子どもたちの学ぶ意欲や学力の向上のための取組を促進することを目的とし、活用力を問う問題を中心に作成し実施しています。

次に、「2 実施日及び対象学年・対象教科、実施校」についてです。第1回は、4月18日を実施基準日とし、小4、小5、中1、中2を対象に、国語、算数・数学、理科の3教科で実施しました。第2回は、1月31日を実施基準日とし、小5、中2を対象に、国語、算数・数学、理科の3教科で実施しました。実施校数につきましては、表のとおりとなっています。

「3 各教科における分析総括」については、後ほど、説明させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。II以降で各教科の分析を、小学校国語、算数、理科、中学校国語、数学、理科の順にまとめました。

各教科の分析内容について、小学校国語を例に説明します。まず、「1 集計結果」として、子どもたちの学習状況について、県全体の概要を捉えるために平均正答率、平均無解答率、領域別平均正答率及び正答数別分布の状況を示しました。資料の4ページをご覧ください。「2 結果から見られる強みと弱み」として、設問ごとに見た場合に、正答した子どもの割合が高い問題を強み、低い問題を弱みとして整理しました。特に課題が見られる問題については、問題を示すとともに、解答類型別正答率を示すことで、子どもたちのつまづきが把握できるようにしました。

資料6 ページをご覧ください。さらに指導改善につなげられるよう、課題解決に向けたポイントと、関連するワークシートを掲載しました。

資料1 ページにお戻りください。「3 各教科における分析総括」について説明させていただきます。分析総括は、本年度2回の教科ごとの分析結果から子どもたちの学習状況をまとめました。小学校国語では、強みとして4年生5年生ともに漢字を読むことができています。また、段落相互の関係を正しく捉えることができるようになってきました。一方で、文中の主語、述語を正しく捉えることができていません。

小学校算数では、子どもたちは基本的な四則計算はできています。ただし、整数と少数の四則混合計算、例えば、 $4 + 2 \cdot 3 \times 0 \cdot 8$ になると、正答率が下がってしまいます。また、図形に課題が見られています。

小学校理科では、観察実験器具の操作方法について、平成27年度の全国学調と同様に、引き続き課題が見られます。例えば、方位磁針や顕微鏡の操作方法、適切な気温の計り方などに課題が見られます。

次に、中学校国語では、説明文の要旨を捉え、引用して自分の考えを書くことや、登場人物の言動について自分の考えを書くことなど、中1、中2とも自分の考えを書くことに課題があります。

中学校数学では、正負の数の計算をすることや、図形の展開図については、理解ができています。中2については、度数分布表とヒストグラムから最頻値を求めることについて、課題が見られます。また、数量の関係を文字式に表すことにも、引き続き課題が見られます。

中学校理科では、特定の質量パーセント濃度の水溶液の溶質と水のそれぞれの質量を求めることについては、経年的な課題となっています。

結果を踏まえた学校への支援として、本年度のみえスタディ・チェックや全国学調の結果を踏まえ、その課題に対応したワークシートを「三重の学—V i v a !! セット」として全小中学校に配布し、子どもたちのつまずきの克服につなげています。また、学—V i v a !! セットは、本年度からヒントを掲載し、子どもたちが自分の力で解けるよう改善しました。

今後の対応として、今年度、全国学調、みえスタディ・チェックの結果から、子どもたちには、国語においては、引用したり要約したりして書くこと。根拠に基づいて自分の考えを書くこと。算数・数学では、割合、図形などの経年的な課題が見られません。

これらの課題の克服に向けて、来年度は小学校算数において、各学年の学習のつながりや指導のポイント、ワークシートで構成した育成カリキュラムを指導資料として作成し、学校での授業改善につなげていきます。

また、来年度のみえスタディ・チェックについては、各学校で子どもたちの学習状況を年度内、経年的に比較検証できるよう、出題趣旨、難易度を考慮して作成するよう工夫・改善を図っていきたいと考えています。

平成29年度みえスタディ・チェックの結果の分析についての報告は、以上でございます。

## 【質疑】

教育長

それでは、報告5については、いかがでしょうか。

原田委員

めざすべきところとして、もちろん学力の向上というのが重点的にあると思うんですが、この平均無解答率0%というのも、大きな目標として、できる・できないよりも、やろうとする意欲というところも目標に掲げていただきたい部分と、弱みというところが、今、言われているアクティブラーニング、自分で考えるとか、そういったところから、今後の大学制度改革も控えていますので、センター試験廃止で。そういったところに、先ほどおっしゃったように、弱みのところをより強化して重点的に子どもたちが学んでいけるように指導をお願いできればと思います。

森脇委員

このスタディ・チェックの分析総括は、経年的にやっていらっしゃるんですね。例えば、前はできなかったが、最近はできるようになってきた、ちょっとおっしゃったところもあったのですが、そういうところも見えて来られるんですね。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

先ほどの四則混合計算の部分であるとか、今の報告の中にはなかったですが、本年度の4月の全国学調で、 $5 \div 9$ の計算ができなかったと。そういった問題について、この第2回のほうで、 $9 \div 11$ という問題を出しました。これは同一児童生徒ではないですが、そのところで正答率が10%ほど改善されているということが見えてきています。これは、学校での取組が、課題から改善につなげるといったところが、一定進んだ結果であり、子どもたちの力として付いてきているのではないかと考えています。

森脇委員

特に理科で顕微鏡とか実験器具の使い方みたいなことを、3年ごとの学調の問題で、必ず出されていますね。これって、例えばことしの4月の学調で、おそらく同類の問題が出されるんですが、それに向けて、多少、準備なり確認なりというようなプロセスを経て、3年前の学調よりは上がるというような期待はできますか。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

4月当初から、来年度、理科が行われるという中で、実験・観察の器具の操作については、小学校においては、課題があったということを伝えつつ、その後、授業改善に取り組むようにとか、27年度の学調の問題を十分把握して、授業改善に取り組んでほしいといったことを学校に伝えてきておりますので、その点、改善が図られていくのではないかと考えてはおります。

森脇委員

スタディ・チェックで弱みと強みが明らかになって、弱みというのが、いつまでも弱みでないようにという支援や指導が、多分一番大事なところですね。なので、それが学調の結果と連動して改善効果が図られたという、それが数値的に現れていくということが、多分一番大事なことかと思って申し上げました。

黒田委員

無解答というのは、答えがわからなかったのが無解答なのか、時間がなくて無解答なのかというのは。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

両面あると思います。

黒田委員

それはデータとしては取っていないんですか。

学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

時間がなくて無解答になっているか、わからなくて無解答になっているかという点については、そこまでは把握できていないです。

教育長

よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する－

#### ・審議事項

##### 報告6 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について (公開)

(三宅全国高校総体推進課長説明)

報告6 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について

平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について、別紙のとおり報告する。

平成30年3月23日提出 三重県教育委員会事務局 全国高校総体推進課長。

それでは、資料をお願いいたします。これまで取り組んできたこと、それから、今後の主な取組状況ということでご報告させていただきます。

まず、2のところにあります広報関係でございます。以前にも少しご報告をさせていただきましたが、一つは、ホームページをつくりまして、これまでの先催県にはない、三重へ来てよかったと思っただけのような観光のおもてなしのページを独自でつくりまして、県や市町の観光サイトへ誘導するようにサイトを構成しました。それから、中段のところですが、県内の主要駅、津や四日市駅などに看板を設置したりとか、県庁舎への懸垂幕の設置とか、あるいは、県の公用車、郵便局の集配車への啓発ステッカーの掲出などを行っています。もう少ししますと、タクシーにも啓発をお願いするようにしています。それから、4月以降ですが、4月7日から、100日前の4月17日までの間を広報強化週間と設定しまして、各地のイベントで高校生たちによるブースの出店でPRしたりとか、あるいは、ラジオやケーブルテレビにも出演をして、PRを進めていきたいと思っております。大会期間中には、吉田山会館に記録センターやプレスセンターを設置いたします。それから、主要駅で高校生を中心に総合案内所の設置も行っていく予定でございます。

(2) 競技関係でございます。会場地が8市町ありまして、そこに競技担当教員を16名、週3日ということで配置して、会場や練習場所の確定、役員補助員の養成、大会運営の準備をしていただいております。4月からは、これを1名増やしまして17名にするとともに、週5日ということで、いよいよ近づいてまいりましたので、市町とともに設営準備を行います。それから、役員につきましても、主に高校の先生で

すが、2, 101名、高校生が中心ですが、補助員6, 798名の編成の準備等を行ってまいります。

(3) 総合開会式でございます。開会式につきましては、歓迎演技の内容検討を進めまして、10月から各パートの練習を始めたところです。それから、会場を彩る草花装飾の試験栽培等も実施をしております。4月からは、これの合同練習や輸送・警備を含めた運営体制の構築、招待者の選定、一般観覧者の募集などを進めてまいります。次のページは、その概要でございますが、8月1日に伊勢の県営サンアリーナで行います。大きく式典と歓迎演技で構成をされていまして、式典では高校生による司会のもと、選手団の入場行進、挨拶、祝辞、選手代表宣誓などを行います。その後の歓迎演技では、三重県内の高校生が、太鼓、体操、新体操、ダンスパフォーマンス、マーチングなどの演技を行って参加者を歓迎いたします。その後、高校生活動推進委員の生徒が中心となって、選手団の激励を行います。

詳しくは別紙2をご覧くださいなのですが、A3になっております。総合開会式の開催概要でございます。左上のところに大きなスケジュール、8時から入場を開始しまして、10時から式典が始まります。これが式典の部分でございます、11時13分から歓迎演技、それから、高校生活動の生徒たちが行う激励が11時42分からというような、午前中で行うスケジュールになっております。

その下の式典でございますが、皇族御着席を経てから開式通告ということで、以下、選手団入場とか優勝杯の返還、挨拶、祝辞等々を行っていただいて、これが10時から11時少しのところでございます。行進曲は宮川彬良さん、マツケンサンバ2とかを作曲いただいた方に依頼しまして、「M i l l a i e (未来絵)」という曲を作っていただきましたので、これで入場行進を行っていただく、あるいは、三重国体のときの「ブルー・マリーン」とか、もう一つ前の昭和48年のときのインターハイの曲を織り交ぜて演奏しようということで計画をしております。

その横が歓迎演技でございます。30分弱程度ですが、テーマ「ええやん！やるで！ここ三重の地で！」ということで、三重の地に集まっていたいただいた選手たちが、明日から頑張る東海の空に羽ばたくということをイメージして、第1章から第5章までということで構成をしております。第1章は、稲葉特別支援の生徒たちが、近年のインターハイではございませんが、太鼓も一緒にたたいていただきながら演技をします。2章、3章、4章、5章で、それぞれの高校生たち、高校の特色をもって行っていく予定でございます。

その他、右側のところにある式典前映像もございます。これは高校生たちがつくってきたものを編集して流すという形でございます。

右上のところは、式典の企画運営でございます。前半の式典を行うアナウンサーとか先導隊・プラカード、吹奏楽、合唱という、それぞれの高校も決まっておりますので、今は個々に練習を進めており、4月以降は合同練習を進めて、リハーサル等も行っており、8月1日を迎えたいと考えています。

また、2ページに戻っていただきまして、(4) 高校生活動でございます。これまでもご説明しておりますが、68校の高校に推進委員会を設置しまして準備を進めております。これまでも各学校でPRを90回実施しております、特に昨年の10月



から11月にかけては、300日前イベントということで、たくさんの人に来ていただきました。それから、カウントダウンボードを県庁や名古屋駅、津駅などに置いたりしております。

現在は手づくり記念品ということで、「伊賀くみひものミサंगा」を県内68校で製作中でございます。全部で18,400人がみえますが、予備も含めて19,000個ぐらいを作成しております。今、お手元にお配りしておりますが、生徒たちが伊賀くみひもの色や長さ、太さも決めてまいりまして、その紐を各学校に400個とか600個お願いして、各学校で生徒がそれを結びます。結ぶのが叶結びという願いがかなうという結び方をして、メッセージを書いて袋に詰めてという作業を、今、一生懸命生徒たちがしております、6月までに全部完成して、大会当日全国からみえる選手の方にお配りをするということで子どもたちが頑張っております。

あと、総合開会式では、招待者をお迎えする受付業務から始まって、会場案内、選手団誘導、あるいは草花の準備ということで、積極的にかかわりますし、皇族の方に高校生活動の状況を報告する御交流会も行っています。

競技種目別大会では、選手や記録員の競技補助にたくさん的高校生がかかわりますし、運営補助も受付や放送、式典補助として頑張っております。

あと、農業や商業の高校の生徒たちは物販など、できるのであれば、それをやっついこうと考えている予定でございます。このような形でいよいよ、この7月26日から始まりますので、何とか頑張って、良い思い出になる記憶に残るような良い大会にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

説明は、以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告6については、いかがでございましょうか。

原田委員

今、手元に届いた、このくみひもが開封されずに地元に戻るのではなくて、競技によっては、ここにミサंगाを着けることができない競技もあると思うんですが、開会式であれば、総合開会式であろうが、競技ごとの開会式であろうが、着けることができるので、配るプラス着けてもらう、そこをPRしてもらえられれば、これを手づくりした子どもたちの気持ちもより伝わるのではないかと思いましたので、そういう実践もしていただければと思います。

もう1つ、私も今日、ここへ来させていただくときに、大会公式ホームページも拝見させていただいて、観光サイトへの誘導に非常に力を入れていらっしゃる部分だと思うんですが、ここへ誘導することとともに、出場校が決まらないことには、来るか来ないかわからないので、出場校が決まった段階で、特に出場選手たちは、競技時間でも練習時間に割かなければいけない時間のほうが多いと思いますので、意外と観光をしたいと思うのは、保護者の方かと。次、勝ち抜いていって次も宿泊する、でも、まだ時間がある。そういったところも具体的になってきたところで、もうひとアクション起こせるような何か誘導できるようなものを検討いただくといいのかな

と。安易ですが、出場校の保護者の方に観光クーポンをお配りするとか、そういったことも具体的に検討していただくと、さらに観光誘導にはつながるかと思いました。  
全国高校総体推進課長

前段おっしゃっていただきました「着ける」というのは、実は生徒委員のほうが、総合開会式で入場行進中にはずれるといけないので、式典が終わった後に着席して演技を見るときにお配りして、退場するときには着けてもらうとか、あるいは、総合開会式に携わる子たちが着けて思いを伝えるということを生徒たちが提案をしておりますので、それはそういう形でしていこうかと考えています。

それと観光につきましては、県の観光部局のほうと協働しまして、三重県の観光のホームページのほうにそういうサイトを設けるとか、高校生の協力を得て、高校生が選んだ何々という形のものを載せることを、6月ぐらいに観光の部局と考えておりますので、そのように対応したいと思っています。

教育長

ほかにいかがですか。

ー全委員が本報告を了承するー

#### ・審議事項

##### 議案第71号 三重県教育改革推進会議委員の任命について (非公開)

辻教育政策課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

#### ・審議事項

##### 議案第72号 職員の人事異動(事務局)について (非公開)

##### 議案第73号 職員の人事異動(県立学校)について (非公開)

##### 議案第74号 職員の人事異動(市町立小中学校)について (非公開)

小見山教職員課長が一括して説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

##### 報告1 平成30年度事務局職員の人事異動報告について (非公開)

##### 報告2 平成30年度県立学校教職員の人事異動報告について (非公開)

##### 報告3 平成30年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について (非公開)

小見山教職員課長が一括して説明し、全委員が本報告を了承する。